

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 31 年 4 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800594号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900008号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年5月1日から昭和54年8月1日に訂正し、同年8月から同年11月までの標準報酬月額を5万6,000円、同年12月から昭和55年4月までの標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和54年8月1日から昭和55年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年8月1日から昭和55年5月1日まで

B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和55年5月1日とされているが、それより前の時期の給与支払明細書があるので、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者の社員名簿(労働者名簿)、履歴書及び回答文書並びに請求者の雇用保険加入記録により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記社員名簿の記載により、請求者の入社(昭和54年8月1日)当初は、給与が時給で計算されていたと推認できるところ、請求者から提出された昭和54年8月分から昭和58年12月分までのものとされる給与支払明細書は昭和何年か印刷されていないが、これらの給与支払明細書のうち、給与が時給で計算されているものが9枚(8月分から4月分まで)あることから、これが請求期間の給与支払明細書であると考えられ、当該給与支払明細書により、請求者は、請求期間において、事業主により給与を支払われていたことが認められる。

さらに、請求期間のものと考えられる給与支払明細書に記載された出勤日数と、請求者が厚生年金保険に加入した昭和55年5月以後のものと考えられる給与支払明細書に記載された出勤日数に大きな差異はなく、厚生年金保険に加入する前後で請求者の勤務状況に大きな変化は

なかったことが推認できることから、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたものと考えられる。

しかしながら、請求期間のものと考えられる給与支払明細書により、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、日本年金機構C年金事務所は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年8月1日と訂正した場合の標準報酬月額について、請求者の社員名簿及び給与支払明細書から判断して、資格取得時の同年8月から同年11月までは5万6,000円、同年12月から昭和55年4月までは6万4,000円が妥当である旨回答している。

以上のことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和54年8月1日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、同年8月から同年11月までは5万6,000円、同年12月から昭和55年4月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800644号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900001号

## 第1 結論

昭和62年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年\*月から平成元年3月まで

私は、平成5年6月にA大学B学部附属C病院を退職することになり、寮を出るので同年6月下旬頃、D市E区役所に転出届の提出に行った際、学生だった請求期間の国民年金保険料を請求され、請求金額が大きかったことから病院の寮に設置されている現金自動支払機から現金を引き出して、その日又は数日後に17万円から25万円くらいの保険料をE区役所窓口で納付した。その後は、F市に転居したが、すぐに再度転居し、平成5年7月からG市H区に住んでいた。国民年金の加入手続を行った記憶はないが、D市発行の年金手帳を所持していた記憶がある。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないのはおかしいので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成5年6月下旬頃に請求期間の国民年金保険料をD市E区役所で請求され、同区役所窓口で当該保険料を納付し、D市発行の年金手帳を所持していた記憶がある旨主張している。

しかしながら、国民年金の保険料を納付するためには、住民登録している市区町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、請求者が所持する年金手帳に記載された手帳記号番号「\*」は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日(平成5年9月24日)及びオンライン記録の国民年金被保険者資格取得に係る入力処理日(平成5年9月24日)から、平成5年9月にG市H区で払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行い、日本私立学校振興・共済事業団(当時は、私立学校教職員共済組合)の加入者資格を喪失した同年7月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができない期間となっている。

また、請求者は、請求期間は昼間部の学生だったとしているところ、当該期間は、学生本人等の申出により、その申出をした日に国民年金の被保険者資格を取得する任意加入とされていたが、請求者は、請求期間当時、当該加入手続を行っていない旨陳述している上、請求者がE区役所に転出届を提出に行ったとする平成5年6月時点では、遑って当該加入手続を行うことが制度上できない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことを確認することはできない上、平成5年6月及び同年7月に、E区において払い出された手帳記号番号について、日本年金機構が保管する被保険者台帳管理簿による全件調査を行ったが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。なお、D市は、平成5年6月当時、E区役所において国民年金に係る業務を担当していた保険年金課窓口では、国民年金保険料の収納は行っていなかったと考えられるとしている。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。